

平成 27 年 4 月 14 日

消費者支援機構関西とレンタルブティックひろとの間の裁判上の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1 . 判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援機構関西(以下「原告」という。)が、株式会社レンタルブティックひろ(以下「被告」という。)に対し、ウェディング用衣装のレンタル契約が消費者の都合により、契約日から挙式日 30 日前までに解約された場合に、被告が契約金額の 30%の解約料を申し受ける旨の契約条項(以下「本件解約料条項」という。)が消費者契約法第 9 条第 1 号の規定により無効であるとして、本件解約料条項を内容とする意思表示の差止め等を求めた事案である。

(2) 結果

平成 27 年 3 月 16 日、原告と被告との間で、別紙のとおり裁判上の和解が成立した。

2 . 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰徳

3 . 事業者等の氏名又は名称

株式会社レンタルブティックひろ  
代表取締役 山口 朋宏

4 . 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報( )の概要  
なし

- ( ) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置を採った旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03 - 3507 - 9264

URL：http://www.caa.go.jp/planning/index.html

(別紙)

## 和 解 条 項

- 1 被告は、平成27年4月1日以降、消費者との間で貸衣装契約（被告の提携事業者を経由したものを含む。以下同じ。）を締結するに当たり、消費者からの申入れによる解約に伴い消費者が負担すべき金銭（以下「取消料」という。）について、別紙契約条項（変更前）記載の条項を内容とする契約を締結しない。
- 2 被告は、平成27年4月1日限り、貸衣装契約に係る取消料についての約定を、別紙契約条項（変更後）記載のとおり変更する。
- 3 被告は、原告に対し、平成27年4月1日限り、第1項の契約条項が記載された契約書用紙（「ご契約規定」と題する書面）を廃棄し、同日以後これを使用しないことを約束する。
- 4 被告は、原告に対し、本和解成立の日の翌日から起算して7日以内に、被告の従業員に対し、書面を交付するなどして以下の事項を周知させることを約束する。
  - (1) 消費者との間の貸衣装契約について、平成27年4月1日限り、取消料についての約定を、第2項の契約条項に変更すること。
  - (2) 消費者との間の貸衣装契約について、第1項の契約条項が記載された契約書用紙（「ご契約規定」と題する書面）を平成27年4月1日以降使用しないこと、及び同契約書用紙を同日限り速やかに廃棄すること。
- 5 被告は、原告に対し、第1項ないし第3項を誠実に実行することを約束し、それができなかつた場合には、以下の金員を支払う。
  - (1) 被告が、第1項と異なり、平成27年4月1日以降、貸衣装契約に係る取消料について、消費者との間で別紙契約条項（変更前）記載の条項を内容とする契約を締結した場合、当該契約の当事者となった消費者1人当たり10万円。
  - (2) 被告が、第2項と異なり、平成27年4月1日限り、貸衣装契約に係る取消料についての約定を別紙契約条項（変更後）記載のとおり変更しなかつた場合、

同月2日以降、第2項に従い取消料についての約定の変更を行うまで、1日当たり10万円。

(3) 被告が、第3項と異なり、平成27年4月1日限り、第1項の契約条項が記載された契約書用紙（「ご契約規定」と題する書面）を廃棄しなかった場合、同月2日以降、同契約書用紙を廃棄するまで、1日当たり10万円。

6 被告は、原告に対し、今後も消費者から貸衣装契約に関して苦情や相談等があった場合には、その解決に向け、真摯に対応することを約束する。

7 原告は、その余の請求を放棄する。

8 原告と被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

9 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

契約条項（変更前）

被告と消費者との間で締結される貸衣装契約（被告の提携事業者を経由したものを含む。）において、消費者からの申入れによる解約の場合に、下記の取消料を申し受ける旨の約定。

記

無料	契約日～契約7日目までの解約
30%	契約8日目～利用日30日前までの解約
40%	利用日29日前～利用日10日前までの解約
50%	利用日9日前～利用日2日前までの解約
80%	利用日前日の解約
100%	利用日当日の解約

衣装代金（プラン利用の場合、プラン利用金額）に対して。

ただし、同種商品の品替えについては適用しない。

以上

契約条項（変更後）

被告と消費者との間で締結される貸衣装契約（被告の提携事業者を経由したものを含む。）において、消費者からの申入れによる解約の場合に、下記の取消料を申し受ける旨の約定。

記

無料	契約日～契約7日目までの解約
5%	契約8日目～利用日300日前までの解約 (ただし、契約日から60日を経過している場合、10%)
15%	利用日299日前～利用日240日前までの解約 (ただし、契約日から60日を経過している場合、20%)
25%	利用日239日前～利用日180日前までの解約 (ただし、契約日から60日を経過している場合、30%)
30%	利用日179日前～利用日30日前までの解約
40%	利用日29日前～利用日10日前までの解約
50%	利用日9日前～利用日2日前までの解約
80%	利用日前日の解約
100%	利用日当日の解約

衣装代金（プラン利用の場合、プラン利用金額）に対して。

ただし、同種商品の品替えについては適用しない。

以上